

企画競争実施の公示

平成29年2月7日

国土交通省
四国地方整備局
高知河川国道事務所長 新宅 幸夫



次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 経営委託概要

(1) 企画競争に付する事項

高知海岸出張所庁舎内における自動販売機の設置及び経営業務

(2) 募集対象業者

上記(1)について自動販売機(飲料水の販売)の設置及び経営業務を希望する者 1者

(3) 募集対象施設の概要

1) 高知海岸出張所

- | | |
|-------------|--------------------|
| ①所在地 | 高知市春野町東諸木字名村1298番1 |
| ②自動販売機の設置台数 | 1台 |
| ③入居官署職員数 | 約10人 |

(4) 営業期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、必要に応じて、5年を超えない範囲で期間更新ができるものとする。

(5) 営業の条件等 企画競争実施に係る説明書のとおり。

(6) 利用状況 企画競争実施に係る説明書のとおり。

2. 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」のA、B、C又はD等級に格付けされた四国地域の競争参加資格を有する者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、競争参加資格の公示(平成27年12月24日付官報)に基づく再申請の手続きを行ったものを含む。)であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(競争参加資格の公示に基づく再申請手続きを行った者を除く。)でないこと。
- (4) 企画提案書等の提出期限の日において、四国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 法人の場合は、商業登記簿の目的欄に「飲料水の販売」に関する記載があること。個人事業主の場合は、会社等概要(企画競争実施に係る説明書様式2)の事業内容欄において、「飲料水の販売」についての記載があること。
- (6) 企画提案書提出期限の日において、賃金や残業代の不払い、労使協定や就業規則違反等により労働基準監督署から処分を受け、又は書面による行政指導を受け、

当該処分又は指導が継続中の者でないこと。また、過去3年間に営業に関して贈賄等不法行為により起訴されていないこと。(法人の場合は「役員」を含む。)

- (7) 企画提案書提出期限の日において、食品衛生法(昭和22年2月24日法律第233号)第54条若しくは第55条又は第56条の規定による処分を受け、又は書面による行政指導を受け、当該処分又は指導が継続中の者でないこと。
- (8) 設置する飲料水の自動販売機については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法：平成12年法律第100号)に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成28年2月)」の内、役務(飲料自動販売機設置)の判断基準を満たしていること。
なお、販売品目において紙カップは含まないものとする。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 企画提案書の評価項目及び基準

- (1) 業務の受注実績
 - (2) 実施体制
 - (3) 実施方針
- ※ 詳細は企画競争実施に係る説明書のとおり。

4. 手続等

- (1) 担当部局
〒780-8023 高知市六泉寺町96番7号
国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所 総務課総務係
TEL 088-833-0111 (代表)
FAX 088-833-5140
- (2) 説明書の交付日時、場所及び方法
 - 1) 期間 平成29年2月7日(火)から平成29年2月28日(火)までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
 - 2) 場所 上記(1)に同じ。
 - 3) 方法 交付の請求は、交付場所に備え付けの交付申請書に必要事項を記入し請求する方法、又は必要金額分の切手を添え、必要な説明書の種類と申請者の住所氏名を明らかにし請求する方法による。
- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
 - 1) 期限 平成29年2月28日(金)16時00分
 - 2) 場所 上記(1)に同じ。
 - 3) 方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)
- (4) 施設等見学
施設及び設備等の見学は随時受け付けるので、見学を希望する場合は、事前に上記(1)の問い合わせ先に連絡(電話又はFAX)のうえ、その指示に従うこと。
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無
実施しない。

5. 国有財産の使用許可及び許可期間

営業者者に決定されたときには、四国地方整備局長に対し国有財産法に基づく国有財産使用許可申請を行い許可を得るとともに、使用面積に応じた国有財産使用料を支払うものとする。

使用許可期間は、初年度は平成29年4月1日から平成30年3月31日までと

する。ただし、双方に特段の事情がなければ、許可期間は年度毎に更新することとし、当初許可日から最長5年間まで更新による許可が受けられるものとする。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用はしない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合、又は国有財産使用料加算額提案書において、当方の算定した国有財産使用料の金額を減額させることとなる提案を行った場合は、当該企画提案書は無効とする。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 国土交通省競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2.(2)に掲げる国土交通省競争参加資格の認定を受けていない者も、上記4.(3)により企画提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、企画提案書の提出期限のときにおいて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (9) その他の詳細は企画競争実施に係る説明書による。